⑸　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑺　情報・システム研究機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒190―8518 東京都立川市緑町10―３　大学共同利用機関法人情報・システム研究機構極地研・統数研統合事務部共通事務センター契約担当　辻井憲太郎　電話042―512―0620
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年７月７日15時00分　国立極地研究所　２階　中会議室２（C201）
⑷　入札書の受領期限　平成28年８月18日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成28年９月２日16時00分　国立極地研究所　２階　中会議室２（C201）
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、情報・システム研究機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると情報・システム研究機構長が判断した入札者であって、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構の契約事務取扱規程第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。なお、本公告に示した物品は、仕様書案についての意見招請手続をとった場合、納入期間を十分に確保する事が困難になるため、当該手続を省略した。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Genshiro Kitagawa, Research Organization of Information and Systems
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Large-size snowvehicle for inland 1 Set
⑷　Delivery period : By 31 March, 2017
⑸　Delivery place : The place specified by the obligating officer
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 4 and 5 of the Regulation concerning the Contract for Research Organization of Information and Systems Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B, Grade C or Grade D qualification during fiscal 2016 in the Kanto・Koshinetsu area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
E　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,
F　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,
G　not be currently under a suspension of business order as instructed by Research Organization of Information and Systems.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　18 August, 2016
⑻　Contact point for the notice : Kentaro Tsujii, Supplies Section, Accounting Division, National Institute of Polar Research, Research Organization of Information and Systems, 10―3, Midori-cho, Tachikawa-shi, Tokyo, 190―8518 Japan, TEL 042―512―0620

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年6月27日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼執行役副社長　間瀬　朝久
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　6
⑵　購入品名及び数量　チ30254　ＡＴＭご利用明細票用紙　889,720巻（予定）
⑶　購入物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成30年12月31日
⑸　納入場所　北海道物流センターほか19箇所
⑹　入札、開札の日時及び場所　平成28年８月30日午後１時10分　１Ｆ入札室
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ及びエに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㋕　その他、会社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。
㋐　会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
㋑　会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者